鹿 教 高 第３６３ 号
令和８年11月６日

関係県立高等学校長　殿

高校教育課長

高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出に伴う対応について（通知）

令和８年11月６日に鹿児島大学が実施した水鳥のねぐらの水（出水市東干拓）の遺伝子検査により、高病原性鳥インフルエンザウイルス(Ｈ５亜型)が確認されました。

ついては、下記の事項について、飼養衛生管理基準に基づき点検及び防疫対策を徹底するとともに、鶏舎へのウイルスの侵入防止を強化してください。

記

１　本病の侵入防止を図るため、野鳥の鶏舎等への侵入防止、鶏舎出入口での消毒の徹底、消石灰等による鶏舎周囲の消毒など、飼養衛生管理基準の遵守を徹底すること。

特に、野鳥と家禽の接触を防ぐため、以下の事項に留意すること。

(1) 防鳥ネットの整備等により野鳥の鶏舎への侵入を防止すること。

(2) 防鳥ネットに破れがないかなど野鳥の侵入防止対策を点検すること。

(3) 鶏舎周辺に穀類等のえさや生ゴミ等の野生動物を誘引するものを置かないなど、清潔を保つこと。

２　鶏舎等に入る際に、靴や持ち込む物の消毒を徹底すること。

３　外部からの人や車を農場に入れないこと。

４　畜産関係車両をはじめ農場に立ち寄る車（タイヤや運転席）や持ち込む物は必ず消毒を行うこと。

５　近隣及び学校での万が一の発生に備え、鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ等防疫対策マニュアル（令和８年９月改正）を踏まえ、あらかじめ準備すること。

【 鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ等防疫対策マニュアルの県HP 掲載場所 】

https://www.pref.kagoshima.jp/ag37/sangyo-rodo/nogyo/tikusan/eisei/tyuuikanki.html

６　県のホームページ等の情報を確認すること。

７　毎日、家禽を観察して、異常を発見した場合は、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に通報するとともに、当課へ連絡すること。

８　野鳥を含め変死等があった場合、さわらないで届け出ることを職員及び生徒へ指示すること。

９　本病の特性の周知・徹底を図り、風評被害が生じないよう留意すること。

【連絡先】
担当　産業教育係　西垂水
ＴＥＬ：099-286-5294　ＦＡＸ：099-286-5678
E-mail：sangyou@pref.kagoshima.lg.jp

※　本文書の分類基準表上の分類記号：「Ｎ－９－０（専門教科総括）」

【 参 考 】

令和８年９月８日
家畜防疫対策課

鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ等防疫対策マニュアルの改正の概要について

１　本県マニュアルの改正の概要

（１）本県の発生事例における防疫措置の課題等の改善

①　県、市町村、生産者団体等の役割分担の整理

②　防疫対応の変更

ア　防疫措置従事前の健康調査を廃止し、調査票の確認に変更

イ　防疫作業の係名を、実際の作業内容に応じた名称に変更

（殺処分係→捕鳥係、台車係、ガス係、ボンベ係など）

ウ　発生農場に写真・動画係を新設するとともに、連絡調整係を廃止し、用務を総括に集約

エ　死体等の埋却前に県農業土木技師による埋却地の事前現地確認の実施と埋却作業の現場管理を行うことを明記

オ　消毒ポイントの運用を業務委託するよう変更

カ　防疫作業に係る民間事業者の活用の検討を明記

（２）基本構成の変更

①　国防疫指針の章立てに準じて、県マニュアルの構成を変更

②　家保が行う防疫措置のうち、国の防疫指針と重複する記載を削除

（参照する国指針を標記）

（３）県対策本部の組織体制及び役割の変更

令和８年度の県組織改正に応じて県対策本部の組織構成及び役割を変更

（４）国防疫指針等の改正内容の反映

国の「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」及び留意事項の改正（令和７年 10 月等）を反映